

議第 1 5 4 3 号

白山市倉部町地内における特殊建築物の敷地の位置について

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく、白山市倉部町地内における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	敷地の位置		地目	敷地面積 (m ²)	摘要
					主要用途（処理能力）
ありがとう地球（株）	白山市	328 番 外 3 筆	宅地	8,910.5	破砕施設 新設 ・ 廃プラスチック類 6.1t/日（11 時間稼動）
	倉部町				廃酸、廃アルカリ中和施設 新設 66.0m ³ /日（24 時間稼動） 汚泥の脱水施設 新設 13.2m ³ /日（11 時間稼動）

【理由】

ありがとう地球（株）は、本申請地において、今回新たに破砕施設、中和施設、脱水施設等を設置し、容器入り食品廃棄物(廃プラスチック類、廃酸、廃アルカリ、汚泥等の混合物)の堆肥化等の中間処理を行い、リサイクルをすすめ環境負荷の低減に寄与するものである。

当施設は、市街化調整区域に位置し、周辺環境に対する対処、関係町内会への説明の実施等、関係機関との調整を終了している。

以上により、都市計画上支障がないと考えられるので、建築基準法第 51 条ただし書の規定により敷地の位置について付議するものである。